

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大神 尚武
登録番号又は法人番号	02263429
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	行政書士法人大神事務所
事務所所在地	大阪府高槻市土室町5番13-102号
処分年月日	令和8年5月15日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	<p>大神書士は、令和5年8月8日に建設業許可更新申請等に関する依頼を受けたが、令和6年3月に至るまで当該業務に着手しなかった。このため、業務を大幅に遅滞させ、結果として当該建設業許可を失効させた。</p> <p>また、業務を大幅に遅滞させたことについて、正当な理由も見当たらなかった。</p> <p>以上の事実は、行政書士法第1条の2第1項に違反するものであり、同法第14条に規定する「この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第14条